

# インバウンド売上げのV字回復を目指した 設備費や改装費を補助します！

新型コロナウィルス感染症の影響を受け、売上げが減少している飲食店の皆様に、以下の費用を補助します。

**総事業費：上限 2千万円※ 補助率：1/2**

※1 事業申請当たりの交付額の上限は1,000万円とし下限を25万円します。

## ①衛生管理の改善を図るための設備導入

（例）空気換気設備、手洗い設備等

## ②業態転換を図るための改装

（例）ビュッフェスタイル変更に伴う簡易な店内改装、テイクアウト窓口設置等

### 補助対象：

上記①及び②に係る設計費、工事費（設備及び機器の設置に付随するものや料理の提供方法等を変更するために必要なものに限る）、設備及び機器購入費、コンサルティング費等

### 【応募要件】

- ✓ 事業実施店舗において、直近3か月間の売上げが前年同期に比べ10%以上減少しており、その主たる原因がインバウンドの減少であること
- ✓ 新型コロナウィルス感染症が従業員に発生した場合も想定した事業継続計画（BCP）を策定していること
- ✓ 新型コロナウィルス感染症予防対策を含む一般衛生管理の実施体制を有していること 等

### 【加算ポイント】

以下に該当する事業者は、採択評価が上乗せされます。

- ✓ 直近3か月間のインバウンドにおける売上げが前年同期に比べて50%以上減少している
- ✓ 設備導入、改装による効果を定量的に示すことが可能である
- ✓ 設備導入、改装を早期に実施する計画となっている 等

### (今後のスケジュール)

2020年

8月5日～9月11日：要望調査、事業実施計画の提出 締め切り

9月下旬：割当決定、交付決定等

市町村、道・(総合)振興局により、締め切りが異なりますので各担当窓口に確認願います。

事業実施計画書様式は、道・農政部ホームページより入手願います。

